

各委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
	<p>① 林道工事の落札業者の評価値は何点か。</p> <p>② 治山工事についても等級区分は同じなのか。</p> <p>③ 競争参加資格について、「測量・建設コンサルタント業務」のA・Bの等級が建設工事と少し資格の範囲が違うようだが、これも予定価格での違いか。</p> <p>④ 治山工事の場合は低価格の物件では、A及びB等級の業者は除外されているようだが。</p> <p>⑤ 資格点数1,000点以上のD等級業者が参加できる措置は、九州局の権限で行っているのか。</p> <p>⑥ 1,000点以上のD等級業者に入札参加の枠を拡げているのは、最近の不落・不調の対策か。</p> <p>⑦ 不落・不調に対して何か対策をしているのか。</p> <p>⑧ 一般的に競争入札では、強い者も弱い者も含めて入札するという事となっているが、事業を行っていく上では、業者保護をしていかないと、後世に向け継続的な事業ができないので、入札における資格をある程度運用しているということか。</p> <p>⑨ 保育間伐（活用型）事業で、この案件については、全ての等級の業者に参加資格があるということによるのか。</p>	<p>① この林道工事については予定価格1,000万円未満でありB等級の工事である。従って総合評価落札方式の対象外であり、価格競争である。</p> <p>② 同じであるが、沖縄県の建設工事については、業者の数も少ないことから特例として価格競争のみであり、工事等級による区分を行わないこととする通達を適用している。</p> <p>③ 「測量・建設コンサルタント業務」の場合、予定価格1,000万円以上がA等級、300万以上1,000万円未満がB等級、300万円未満がC等級となっており、参加業者は直近上位下位の等級の業者が参加できることとなっている。</p> <p>④ 治山工事の場合、A～Dに等級分けされており、A等級については予定価格2億円以上であるので九州局では該当するものがなく、2億円未満4,000万円以上がB等級、1,200万円以上4,000万円未満がC等級、1,200万円未満がD等級となっている。直近の上位下位の等級の業者が参加できるようになっているが、C等級の中にD等級の資格点数1,000点以上の業者も参加できるような措置をとっている。</p> <p>⑤ そうであるが、全局的にそのような対応をしている。工事の品質確保のため、技術力・信用ともにある業者ということで1,000点の線引きをしている。</p> <p>⑥ 最近の不落・不調が続く以前から実施していることで、これについての対策ではない。</p> <p>⑦ 工事等級の幅を広げたり、工種や数量を減らしたり等の工夫は行っているが、実際のところ不落・不調の解消となっていないのが現状である。</p> <p>⑧ 国有林の場合、現場が奥地であり、作業条件が非常に悪い。県・市町村等での実績があれば、国有林の方にも参加できるようになっている。</p> <p>⑨ この事業はB等級に該当するので、直近上位下位のA等級とC等級の業者にも参加資格があるが、造林・生産事業については、重機をもって作業することとなるので、遠方からの応札は皆無であり、応札者数が少ないため、D等級の業者も参加できるという九州局の通達を適用している。</p>

各委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	<p>⑩ 保育間伐（活用型）事業で、随意契約を締結しているが、見積書が一人しか添付されていないのは、一人にしか、見積案内しなかったのか。</p> <p>⑪ 産物販売委託業務の契約について、説明資料には適用条項が「会計法第29条の3第4項（企画競争）」と記載されているが、会計法を確認すると第29条の3第4項に「企画競争」という表記はないがどうということか。</p> <p>⑫ 物品購入の物件について、競争参加資格が全省庁統一資格の「九州」に登録されている者というのはどういうことか。</p> <p>⑬ 現場用品をこの時期に調達にかけることの意味は何か。</p>	<p>⑩ 随意契約をする前段で2回の入札公告を行ったが、競争参加申請書の提出がなかったため、今までに実績のある数者に見積の打診をしたが、見積書の提出があったのは一人のみであった。</p> <p>⑪ 当該契約は、国有林材の販売委託契約であり、問屋業者の資格やせり売り・入札売りの経験を有し、担保提供可能な資力を有する者を対象として、企画提案書を受理し、審査の結果、合格した申請者全てを相手方としてそれぞれに委託契約するものである。よって、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」を適用するとともに財務大臣通知の「公共調達の適正化について」記の1の（2）随意契約による場合により企画競争として取り扱っているものである。</p> <p>⑫ 総務省が作成している参加資格名簿で全国を地方毎にブロック分けしており、その「九州」に登録されていないと参加資格はないということである。</p> <p>⑬ 以前は、必要の都度、物品購入をしていたが、購入を集約するようという指導があり、年4回物品の入札をしているところである。第3四半期に調達にかけるのは来年度の当初から使用する必要な物品の購入である。</p>
<p>委員会による意見の具申又は 勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>

事務局：九州森林管理局企画調整課